

### Ⅲ 調査票

(第 1 種施設、第 2 種施設)







新潟県内の受動喫煙対策の取組状況を把握し、今後の県としての施策の検討資料とするため、以下の調査に御協力ください。

お忙しいところ恐れ入りますが、2020（令和2）年11月6日（金）までに

🏠 URL : <http://www.nhf.or.jp/> 又は QR コードから回答してください。



問1 貴事業所の業種を下記より1つ選んでください。

- |           |            |          |                 |
|-----------|------------|----------|-----------------|
| 1. 建設業    | 2. 製造業     | 3. 情報通信業 | 4. 運輸業          |
| 5. 卸売・小売業 | 6. 宿泊業     | 7. 飲食業   | 8. 洗濯・理容・美容・浴場業 |
| 9. 娯楽業    | 10. その他（ ） |          |                 |

問2 貴事業所の従業員数をお答えください（正規・非正規を含みます）。

- |          |               |                |           |
|----------|---------------|----------------|-----------|
| 1. 20人未満 | 2. 20人以上50人未満 | 3. 50人以上100人未満 | 4. 100人以上 |
|----------|---------------|----------------|-----------|

問3 貴事業所の施設等の形態についてお答えください。

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 1. 自社社屋である | 2. 自社社屋でない（テナントとして入居） |
| 3. その他（ ）  |                       |

問4 健康増進法改正により、2020（令和2）年4月から複数人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙（注1）となったことをご存知ですか。なお一定の条件を満たす飲食店（注2）は経過措置がとられています。

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| 1. 知っている | 2. 知らない（今回初めて知った） |
|----------|-------------------|

注1 室外へのたばこ煙流出を防止するため技術的基準に適合した喫煙専用室（飲食等は不可）のみ喫煙可。なお経過措置として加熱式たばこ専用喫煙室では飲食等を行うことが認められています。

注2 既存店舗であり客席面積100㎡以下かつ資本金5,000万円以下の店舗。

問5 貴事業所が現在実施している受動喫煙対策はどれですか。あてはまるもの1つを選んでください。

- |  |
|--|
| 1. 敷地内禁煙（敷地内は屋内外も含め喫煙できる場所はない）※  |
| 2. 屋内全面禁煙（屋内には喫煙できる場所はない）※   |
| 3. 喫煙場所以外は屋内全面禁煙（屋内に法で定められた喫煙専用室等を設置）※<br>→設置されているのはどれですか<br>(a. 喫煙専用室 b. 加熱式たばこ専用室 c. (小規模飲食店の場合) 喫煙可能室 |
| 4. 特に対策は行っていない（どこでも吸うことができる）   |

※ホテルの居室等法律の規制外の部分は除きます。

（裏面に続きます）

問6 問5で2~4に該当した方は、今後の予定について、あてはまるもの1つを選んでください。

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| 1. 現在の状態を継続する | 2. 敷地内や屋内の禁煙エリアを広げる |
| 3. 未定         | 4. その他 ( )          |

問7 問5で「4. 特に対策は行っていない(どこでも吸うことができる)」と回答した方に、受動喫煙対策を行っていない理由を教えてください(複数回答可)。

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| 1. 社内で要望がないから           | 2. 経営者・管理者の理解がないから |
| 3. 強い反対意見があるから          | 4. マナーの問題だから       |
| 5. 個人の嗜好の問題だから          | 6. 経費がかかるから        |
| 7. 喫煙室等を設置するスペースがないから   |                    |
| 8. 受動喫煙対策の取り組み方がわからないから |                    |
| 9. その他 ( )              |                    |

問8 現在の受動喫煙対策において加熱式たばこはどのように取り扱っていますか。

--

問9 受動喫煙対策のルールは守られていますか。

- |           |               |              |
|-----------|---------------|--------------|
| 1. 守られている | 2. あまり守られていない | 3. 全く守られていない |
|-----------|---------------|--------------|

問10 貴事業所の喫煙対策を進めるにあたり、行政や医療機関等に望むことはありますか。(複数回答可)

- |                                     |
|-------------------------------------|
| 1. 喫煙の健康影響などに関するポスターやリーフレットの提供      |
| 2. 加熱式たばこに関する情報提供                   |
| 3. 効果的な喫煙対策に関する参考事例の提供              |
| 4. 喫煙対策の取り組みに関する個別相談・実地支援(空気環境測定など) |
| 5. 喫煙専用室の技術要件等の情報提供                 |
| 6. 事業所の喫煙対策のための助成金等                 |
| 7. 受動喫煙防止のための条例等の制定                 |
| 8. 禁煙外来を実施している医療機関の紹介               |
| 9. 禁煙希望者に対する禁煙サポートの実施支援             |
| 10. 喫煙や禁煙に関する研修会等の講師派遣              |
| 11. 特になし                            |
| 12. その他 ( )                         |

ご協力ありがとうございました。  
調査結果は、後日「健康にいがた21」で公表する予定です。  
<https://www.kenko-niigata.com/>

